

第Ⅳ編

福祉21ビーナスプラン後期5か年計画

第1章 福祉21ビーナスプラン後期5か年計画

第IV編 福祉21ビーナスプラン後期5か年計画（重点施策）

第1章 福祉21ビーナスプラン後期5か年計画

本章では、福祉21ビーナスプランの基本構想に基づき、平成21年度までの後期に地域福祉を推進していくための重点施策について整理します。とくに前期に精力的に取り組んできた地域包括支援システムの定着を図ることを基本にしながら、前期の計画評価を踏まえ、新たに生じてきた課題解決にむけた施策を取り上げます。また分野別計画との整合性を図るため、各計画に位置づけられている基本施策についても明示しておくことで、より福祉21ビーナスプランの性格を明らかにします。

1 地域包括支援システムの定着

福祉21ビーナスプランの基本構想である保健福祉サービスセンターを拠点とした地域包括支援システムを定着させます。そのためには「茅野市におけるケアマネジメント（第二編第1章）」を市内の関係者のなかで共通理解を図ることが必要です。

その上で「総合相談支援」の拠点としての保健福祉サービスセンターが構想どおりに機能していくことにより、保健福祉分野におけるワンストップサービス（1か所で複数のサービス利用や手続きが行えること）を実現していくことが求められています。市民から高い評価を受けている保健福祉サービスセンターですが、今後は今まで以上に多問題家族、精神障害者への支援などが求められてきます。そこでは職員の専門性を高めていくこと、また職員意識の形骸化を防ぎ、常に市民との意見交換をとおして業務のあり方を見直していく仕組みが必要です。

また、より効果的な地域包括支援をしていくためには、行政組織の再編成をはじめ、基幹保健福祉サービスセンターが各保健福祉サービスセンター間の調整やバックアップを含めて機能していく必要があります。保健福祉部内だけではなく、教育行政をはじめ府内の連携が進められなければなりません。

市民からの要望で以前から多いものは、継続的で横断的な支援です。どんぐりプラン（こども・家庭応援計画）では子どもが生まれる前から18才になるまでの継続した総合的な支援を体系化してきましたが、さらには一生涯にわたる支援体制が求められます。このことは単なる理念ではなく、とくに何らかの支援が必要になる市民に対しては継続した対応をしていくなど、仕組みを整えていく必要があります。

保健福祉サービスの適正化を図る必要性もあります。より質の高いサービスを実施していくために第三者評価や利用者評価、また今後はサービス事業者間の相互評価の仕組みなどを検討していく必要があります。そのためには「地域福祉推進条例」に基づく保健福祉サービスの充実を、市民等との協働により推進することが不可欠です。

また、地域のなかで支えあいを進めていくためには、今後は小規模で多機能な施設が必要になってきます。高齢者に限定されたものではなく、障害のある市民など誰もがその場に集い、憩い、必要に応じては短期の宿泊もできるような地域福祉型福祉サービスの拠点整備を公民協働で検討していきます。

施策の展開	出典	H19	H21	H22→	目標像
生活圏域に応じた保健福祉サービスの総合的推進体制の確立	老人保健福祉計画 ○ 継続				・市民に便利な保健福祉総合相談及びサービス提供システムづくり ・保健・医療・福祉・生涯学習の連携した総合的地域自立生活支援システムづくり
利用者本位のケアマネジメントシステムづくり	老人保健福祉計画 障害者福祉計画 ○ 継続				・総合的なケアマネジメント体制の確立
子どもの「育ち」の視点に立って	こども・家庭応援計画 ○ 継続				・こども・家庭応援センターを中心とした一教育と福祉の総合的・継続的な支援
生涯にわたった支援体制の確立	障害者福祉計画 ○ 継続				・生涯にわたって安心して生活を送れるように支援
福祉21ビーナスプランの推進	ビーナスプラン後期 5か年計画 ○ 新規				・行政組織の再々編成 ・福祉21ビーナスプランの理解と研修
福祉21ビーナスプランの進行管理	ビーナスプラン後期 5か年計画 ○ 新規				・住民参加による進行管理 保育・教育・福祉のつどい 保健・医療・福祉のつどい

2 地域福祉の情報化及び外国籍住民への支援

現在、重点3課題（地域福祉、生活環境、こども・家庭応援）に加えて地域情報化と国際化に取り組んでいます。この地域情報化と国際化は、これから地域福祉の推進にとっても極めて重要な課題です。

福祉情報については、必要な情報を、必要な人に、必要な方法で伝えていくことが大切です。情報と一口で言っても、行政が市民に伝えるべき情報、保健福祉サービス関係者が市民に伝えるべき情報、市民が市民に対して発信する情報、1・2・3層の情報もあれば、4・5層からのものもあります。また時間をかけて伝えていくものもあれば、緊急時の場合もあります。福祉情報をきちんと整理して、必要な情報提供のシステムについて検討していく必要があります。

特に社会福祉制度が契約型に移行することによって、事業者やサービスの選択ができるようになってきましたが、そのためには十分な情報が提供されていなければなりません。こうした点も含めてあらゆる「情報のバリアフリー」を積極的に進めます。

現在、茅野市に暮らす外国籍の住民が増えていることからその人たちが抱えている課題を踏まえなければなりません。市内には、30か国1,136人の外国人登録（2005年3月31日現在）がされています。この外国籍の住民に対し、日常生活に必要な情報提供だけではなく、保健・医療・福祉・教育の相談や支援をどのようにしていくかはからの地域福祉にとって大切な課題です。行政・関係機関・NPO・市民活動等の連携によりそれぞれどんな活動ができるかを検討していく必要があります。

施策の展開	出典	H19	H21	H22→	目標像
あらゆる分野への男女共同参画の促進	男女共同参画計画				<ul style="list-style-type: none"> ・国際理解の推進 ・在住外国人が暮らしやすい環境へ
職場、家庭において男女が共に活躍できる社会の実現	男女共同参画計画				<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、地域における男女共同参画の推進（子育て・介護、ひとり親、障害児・者、外国籍などの家庭の支援）
生活圏域に応じた保健福祉サービスの総合的推進体制の確立	老人保健福祉計画				<ul style="list-style-type: none"> ・市民に便利な保健福祉総合相談及びサービス提供システムづくり
子どもの「育ち」の視点に立って	こども・家庭応援計画				<ul style="list-style-type: none"> ・こども・家庭応援センターを中心とした一教育と福祉の総合的・継続的な支援
地域福祉の情報化	ビーナスプラン後期 5か年計画				<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉サービスに関する情報の集積と発信のシステム化

3 介護予防・福祉的予防（安心・安全、社会的孤立・引きこもり等の予防）の増進

平成18年度からの改正介護保険制度では、介護予防が施策化されています。福祉21ビーナスプランでは従来から「予防」の重要性を考慮し、老人保健福祉計画では「介護予防・生活支援事業」として位置づけてきました。とくに介護予防は単に事業メニューがあればよいのではなく、保健福祉サービスセンターでの予防マネジメントを展開していくことが必要です。さらに「健康増進・健康教育」の推進、身体機能の維持や認知症の予防、とくに認知症高齢者の支援には力を入れていく必要があります。早期発見や進行予防、認知症の理解促進、地域での取り組み、医療・相談機関等の支援体制を整えていくことが必要です。

また、本人の生きがいや社会的役割の創出、社会参加の機会の増大を図るといった「福祉的予防」をあわせて施策化していきます。高齢化や障害の重度化にともなう孤立やひきこもりを防ぐこと。そのためには本人が楽しく元気な生活を営むために、楽しく笑いのある潤い豊かな空間が大切です。これは行政だけの施策化では限界があります。特に行政区や市民の取り組みに多いに期待するところです。併せて、安心・安全なまちづくりへの対策を講じていく必要性も高まっています。

施 策 の 展 開	出 典	H19	H21	H22→	目 標 像
総合的な保健福祉サービスの計画的推進	老人保健福祉計画 ○ 繼続				<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の介護予防・生活支援・社会参加活動支援の推進 ・高齢者の社会参加・いきがい支援サービス・プログラムの推進
自己実現と社会参加	障害者福祉計画 ○ 繼続				<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の自己実現 ・地域で共に生活が出来る支援体制の確立
生涯を通じて、健康ですかやかに暮らせるまちづくりを自分たちの手で	健康づくり計画 ○ 繼続				<ul style="list-style-type: none"> ・元気な体は楽しい食事から・家庭から ・運動でこころとからだをリフレッシュ
市民の主体的な地域福祉活動の推進	地域福祉活動計画 ○ 繼続				<ul style="list-style-type: none"> ・新しい地域の支えあいの仕組みづくり ・住民参加による「共に生きる」まちづくりをすすめる

4 地域コミュニティによる地域福祉の増進

福祉21ビーナスプランで大きな課題として、2・3層から4・5層への地域福祉の展開を検討することが見えてきました。保健福祉サービスを提供する2・3層の充実が図られ、この部分に対応する市民参加も活発になりました。ところが地域福祉の最も重要な身近な区・自治会や地区においての浸透はまだまだ課題が山積しています。

このことは、福祉分野だけでなく、環境分野や教育分野でも市民参加を活性化させていくときの共通の課題です。また一方で市民参加が求められるなかで、特定の市民に負担がかかり「いつも同じ顔ぶれ」になりつつあるという現状があります。たしかに4・5層の生活圏域ではより現実的な問題が多くありますし、人間関係もふくめて総論だけでは対処できないことがあります。しかしながらこの部分にしっかりと地域福祉を定着させていかなければ本物になりません。時間はかかると思いますが、10年後の茅野市のためには、この部分に力を注いでいくことが重要です。

また、各地区コミュニティセンターに設置されるコミュニティ運営協議会を中心にして地域コミュニティを活性化させるとともに、社会福祉協議会を中心に地区社協の再編成をすすめ、さらに、各行政区に（仮）福祉推進委員（会）を配置していただくことにより、地域福祉を推進する市民力・地域力を高めていきます。すでに実施されている「ふれあいサポートの養成」や「いきいきサロン」の活動などをより積極的に推進していく必要があります。

4・5層での地域福祉を推進していくためには、住民主体の活動を推進するだけではなく、学習活動や啓発・広報活動が同時に行われなければなりません。公民館などの活動に地域福祉を計画的体系的に取り入れていく必要があります。

さらに、市民のなかで地域福祉についての意識を高め、活動につながるような学習活動を展開していくことが基盤になります。子どものときから福祉教育を生涯学習の視点で体系的に進めていくことが必要になります。

ボランティア・市民活動センターの活性化も重要な課題です。市内のボランティア登録者数は大変増加しており年々活性化していますが、今後のボランティア・市民活動やNPO法人への支援、具体的には中間支援組織のあり方を含めて検討していく必要があります。

防災や被災時の対応も4・5層の対応がきわめて重要です。災害時にどのように対応していくか、とくに災害弱者といわれる高齢者や障害のある市民、子どもたちや外国籍市民などへの支援、また地域にある福祉施設や医療施設などとの連携も大切です。防犯、防災への取り組みは安心、安全の基盤になります。

施策の展開	出典	H19	H21	H22→	目標像
地域を基盤とした自立生活の支援	障害者福祉計画 				・より身近な地域で、いきいきと暮らし続けることができる仕組みづくり
すべての人が心身ともに実り豊かな生活を支えるまちづくり	健康づくり計画 				・親子、市民で支えあう豊かなこころと丈夫ながらだづくり
市民の主体的な地域福祉活動の推進	地域福祉活動計画 				・新しい地域の支えあいの仕組みづくり ・一人ひとりの福祉意識を高める ・住民参加による「共に生きる」まちづくりをすすめる
住民参加の福祉でまちづくり「心のバリアフリー推進」一	老人保健福祉計画 				・福祉意識の高揚、福祉教育の推進
「教育」から「共育」へ	こども・家庭応援計画 				・地域の教育力、育児力の向上と市民参加の促進
未来を担う子どもたちに市民権を	こども・家庭応援計画 				・子どもたちの参加・参画の機会と子育ちの支援
職場、家庭において男女が共に活躍できる社会の実現	男女共同参画計画 				・家庭、地域における男女共同参画の推進(子育て、介護、ひとり親、障害児・者、外国籍などの家庭の支援)
生涯学習との連携による福祉21ビーナスプランの推進	ビーナスプラン後期5か年計画 				・公民館分館活動における地域福祉の推進